

**平成15年度弁理士試験  
短答式筆記試験問題集**

〔 1 〕特許法又は実用新案法に規定する期間に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除き、出願は、外国語書面出願でも国際出願でもなく、また、分割、変更に係るものでもないものとする。

- 1 特許出願人は、拒絶査定に対する審判の請求の日から30日以内に明細書又は図面について補正をすることができるが、特許出願人が、遠隔の地にある者であっても、当該補正をすることができる期間の延長を請求することはできない。
- 2 甲のした特許出願について審査がなされ、拒絶の理由を通知したところ、その後その特許出願の特許を受ける権利が甲から乙に移転された。この場合、甲に対して指定した相当の期間内に意見書又は補正書が提出されないときは、審査官は、乙に対して改めて拒絶の理由を通知しなければ、その特許出願について拒絶をすべき旨の査定をすることができない。
- 3 実用新案登録出願の日から3年を経過した後であっても、当該出願が特許庁に係属している場合には、特許出願に変更することができる。
- 4 平成13年10月30日(火曜日)にされた特許出願については、平成16年11月1日(月曜日)に出願審査の請求をすることができない。
- 5 外国語書面出願の出願人が当該出願の日から2月以内に外国語書面の図面の翻訳文を提出しなかった場合は、当該出願は、取り下げられたものとみなされる。

〔 2 〕 意匠登録出願に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、意匠登録出願は、特に文中に示した場合を除き、意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けたものではなく、また、いかなる優先権の主張も伴わず、分割、変更に係るものでも、補正後の新出願でもない。

- 1 同日に意匠登録出願された2つの意匠が相互に類似している場合、他に拒絶の理由がないときは、2つの意匠登録出願は、常に意匠法第9条第2項(先願)の協議の対象となる。
- 2 「運動靴」の靴底に相当する部分の部分意匠イの意匠登録を受けようとする場合、その出願前に「靴底」の意匠ロが公然知られたものであって、イとロの形状が相互に類似しているときは、イは意匠登録を受けることができない。
- 3 甲が、意匠イを電気通信回線を通じて公衆に利用可能とし、その2月後、イを本意匠、イに類似する意匠ロを関連意匠とし、新規性喪失の例外の規定の適用を受ける手続をして同日に意匠登録出願A及びBをした場合、当該出願の日前に乙がイを参考にして、ロと同一の意匠ハに係る意匠登録出願Cをしていたとき、ロとハはともに意匠登録を受けることができない。
- 4 意匠登録を受けた本意匠イ及びその関連意匠ロの意匠権者甲と、登録意匠ハの意匠権者乙がいて、これらの意匠に係る意匠登録出願が同日の場合に、イには類似しないが、ロ及びハに類似する意匠ニについて甲と乙が実施しようとするとき、ニについて業として独占的に実施できる者は、乙に限られる。
- 5 物品の部分の意匠について意匠登録を受けた者が、当該意匠登録出願の願書及び願書に添付された図面において当該物品の全体に係る意匠イを開示している場合、当該意匠登録出願が審査又は審判の係属中にイに類似する意匠ロに係る意匠登録出願がされたとき、ロは意匠登録を受けることができない。

〔 3 〕 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定とパリ条約のストックホルム改正条約との関係に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 パリ条約上、同盟国は、サービス・マーク(役務商標)の出願について、パリ条約第 4 条に定める優先権を認めることを義務づけられていないが、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定により、世界貿易機関加盟国は、サービス・マークについてもパリ条約第 4 条に定める優先権を認めることが義務づけられる。
- 2 パリ条約は、同盟国の国民が、工業所有権の保護に関して、他の全ての同盟国において内国民待遇の利益を享受しうることを規定しているが、最恵国待遇を受けるとまでは規定していない。他方、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定は、世界貿易機関加盟国が、他の加盟国の国民に対し、内国民待遇ばかりではなく、最恵国待遇をも与えるべきことを規定している。
- 3 パリ条約は、特許の保護期間の最低限度について規定していないが、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定は、特許の保護期間の最低限度を規定している。
- 4 パリ条約には、工業所有権の消尽に関する明文の規定は存在していない。他方、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定では、同協定に係る紛争解決において、同協定中のいかなる規定も知的所有権の消尽に関する問題を取り扱うために用いてはならないと規定し、消尽の問題はいかなる場合といえども、世界貿易機関における紛争解決手続の対象とはなりえないことを明らかにしている。
- 5 パリ条約では、ある物の製造方法について特許が取得されている同盟国に、その物が輸入された場合には、特許権者は、輸入国で製造された物に関して、当該特許に基づきその国の法令によって与えられるすべての権利を、その輸入物に関して享有すると規定している。他方、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定では、特許対象が方法である場合、特許権者に与えられる排他権の内容が、特許権者の承諾を得ていない第三者による当該方法の使用を防止し及び当該方法により少なくとも直接的に得られた物の使用、販売の申出若しくは販売又はこれらを目的とする輸入を防止する権利であると、具体的に規定している。

〔４〕商標法第２条第３項に規定する標章の使用に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- １ インターネットバンキング(インターネットを通じて銀行が提供する振込み・振替等の役務)での銀行のホームページ画面における役務についての標章の表示は、標章の使用には該当しない。
- ２ 書店において、「百科事典」を記録して標章を貼付したＣＤ－ＲＯＭ(電子出版物)を引き渡しのために展示する行為は、標章の使用には該当しない。
- ３ インターネットで有料の「オンラインゲーム」(インターネットを通じてネットワーク上の他の参加者を行うチェス等のゲーム)を提供するとき、その提供を受ける者の利用に供するコンピュータ用の「マウス」に当該役務の標章を付したものを輸入する行為は、その役務についての標章の使用には該当しない。
- ４ インターネットで「コンピュータプログラム」を顧客の注文に応じて提供するとき、電子メールに添付して提供する行為や電気通信回線を通じて購入者にダウンロードさせて提供する行為は、その「コンピュータプログラム」を起動すると端末画面に標章が現れたとしても、標章の使用には該当しない。
- ５ 店頭以外の離れた場所に、商品・役務を示さないで単に標章のみを表示した看板を設置して広告する行為は、標章の使用に該当する。

〔 5 〕 秘密意匠に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 秘密にすることを請求した意匠に係る専用実施権者が侵害の停止を請求するとき、予め特許庁長官の証明を受けた書面を提示して警告しなければならないが、その書面に記載されるのは、意匠権者の氏名又は名称及び住所又は居所、意匠登録出願の番号及び年月日、登録番号及び設定の登録の年月日である。
- (ロ) 意匠登録出願に係る意匠を秘密にすることを請求して意匠権の設定の登録があった場合、秘密にすることを請求する期間が経過するまで、意匠公報は発行されない。
- (ハ) 互いに類似する2つの意匠を同日に出願する場合、本意匠を秘密にすることを請求して意匠登録出願するときは、関連意匠も秘密意匠の意匠登録出願にしなければならない。
- (ニ) 第一国出願に通常の意匠登録出願をし、同国においてその意匠が公報に掲載された後に優先権主張を伴う日本への意匠登録出願をするときは、その意匠を秘密にすることを請求できない。
- (ホ) 秘密にすることを請求した意匠に係る意匠権について、甲と乙が代表者を定めないうで意匠登録出願していた場合、甲が秘密にすることを請求した期間を短縮しようとするときは、乙と共同して請求しなければならない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

〔 6 〕 特許法で定める訴訟に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 審決に対する訴えは、審決の謄本の送達があった日から 3 月以内であれば、いつでも、東京高等裁判所に対し、提起することができる。
- 2 審判官は、審決を取り消す判決が確定したときは、さらに審理を行い、審決をすべき義務を負うが、審決を取り消した判決の内容に拘束されることはない。
- 3 特許の無効の審判において、審判の請求が成り立たない旨の審決があり、この審決について、審決取消しの訴えを提起する場合には、特許庁長官を被告としなければならない。
- 4 自己の特許発明を実施するための通常実施権の許諾について、相手方と協議ができずに、特許庁長官に裁定を請求し、その裁定を受けた者は、裁定で定める対価の額について不服があるときは、裁定の謄本の送達があった日から 3 月以内であれば、訴えを提起して、その額の増減を求めることができる。
- 5 自己の特許発明を実施するための通常実施権の許諾について、相手方と協議ができずに、特許庁長官に裁定を請求し、その裁定を受けた者は、裁定で定める対価の額について不服があり、訴えを提起する場合には、特許庁長官を被告としなければならない。

〔 7 〕 著作隣接権に関連する次の各記述のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 実演家には、録音権・録画権、放送権・有線放送権、送信可能化権、譲渡権、貸与権、放送二次使用料を受ける権利及び貸レコードについて報酬を受ける権利がある。
- 2 レコード製作者には、複製権、放送権・有線放送権、送信可能化権、譲渡権、貸与権、放送二次使用料を受ける権利及び貸レコードについて報酬を受ける権利がある。
- 3 放送事業者には、複製権、再放送権・有線放送権、送信可能化権及びテレビジョン放送の伝達権がある。
- 4 有線放送事業者には、複製権、放送権・再有線放送権、送信可能化権及び有線テレビジョン放送の伝達権がある。
- 5 著作隣接権者にはこれまで人格権が認められていなかったが、平成14年の著作権法改正により、実演家には実演家人格権として氏名表示権及び同一性保持権が認められた。

【 8 】特許異議の申立て及びそれに対してなされた訂正請求に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 特許異議申立ての審理において、特許異議申立人の申立てにより証拠調べ又は証拠保全をしたときは、審判長は、その結果をその特許異議申立人に通知し、相当の期間を指定して、意見を申し立てる機会を与えなければならない。
- (ロ) 審判長は、特許異議申立人を審尋することができる。
- (ハ) 特許権者は、取消理由の通知に指定された期間内に限り、願書に添付した明細書又は図面の訂正を請求することができるが、その請求の際に承諾を得なければならないとされる通常実施権者は、特許法第77条第4項の専用実施権者の許諾による通常実施権者又は特許法第78条第1項の特許権者の許諾による通常実施権者に限られる。
- (ニ) 特許権者は、訂正拒絶理由の通知に指定された期間内に限り、訂正請求書に添付した訂正した明細書又は図面を補正することができる。
- (ホ) 特許異議の申立ては、その申立てについての決定がなされる前であれば、いつでも取り下げることができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔 9 〕 商標権等に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 利害関係人は、更新登録の申請に際して納付すべき一括納付又は分割納付による前半分の登録料については、納付すべき者の意に反しても、これを納付することができる。
- 2 防護標章登録に基づく権利は、当該商標権を移転したときは、消滅する。
- 3 指定商品又は指定役務に類似する商品又は役務について登録商標の使用をする場合において、その商標に商標登録表示又はこれと紛らわしい表示を付する行為をした者は、懲役又は罰金に処せられる。
- 4 専用使用権者は、その専用使用権の範囲内であれば、商標権者の承諾を得ることなく通常使用権を許諾することができる。
- 5 防護標章登録に基づく権利の設定の登録を受ける者は、商標法第65条の7第1項(登録料)の規定にかかわらず、登録料を分割して納付することができる。

【10】 実用新案技術評価に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 実用新案技術評価書が作成されたときは、特許庁長官は、その旨を実用新案公報に掲載しなければならない。
- 2 実用新案権の消滅後においても、常に当該実用新案技術評価の請求をすることができる。
- 3 実用新案技術評価の請求人が審査官の配偶者であるときは、当該審査官は、当該実用新案技術評価書を作成する職務の執行から除斥される。
- 4 実用新案技術評価の請求に係る考案が、当該実用新案登録出願の出願後に頒布された刊行物にのみ記載されているときは、その考案が実用新案登録をすることができない旨の評価を受けることがある。
- 5 実用新案技術評価の請求に係る考案が、当該実用新案登録出願の出願前に公然実施された考案であるときは、その考案が実用新案法第3条第1項第2号に規定する考案に該当するおそれがあることを理由として、その考案が実用新案登録をすることができない旨の評価を受ける。

〔11〕パリ条約のストックホルム改正条約における、いわゆる外国登録商標の保護に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 同盟国は、他の同盟国において正規に登録された商標を、出願人が当該他の同盟国において現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所を有していない場合であっても、そのまま登録し保護することを義務づけられることがある。
- 2 本国において保護されている商標の構成部分に変更を加えた商標は、その変更が、本国において登録された際の形態における商標の識別性に影響を与えず、かつ、商標の同一性を損なわない場合には、他の同盟国において、いかなる場合にも登録を拒絶されることはない。
- 3 同盟国は、本国において正規に登録された商標について、そのまま登録を認める場合、確定的な登録をする前に、本国における権限のある当局が交付した登録の証明書であって、公証を受けたものの提出を要求することができる。
- 4 本国において正規に登録された商標が、他の同盟国において、そのまま登録を認められた場合、本国における商標の登録が更新されると、当該他の同盟国における登録も更新しなければならない。
- 5 本国において正規に登録された商標について、他の同盟国がそのまま登録することを義務づけられるのは、当該他の同盟国における登録出願が本国における登録後になされる場合に限られる。

〔12〕不正競争防止法における営業秘密の保護に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 乙は、甲の営業秘密である技術情報を不正の手段により取得し、自らの事業活動に使用している。甲は、この事実を知った後に、その技術情報を公然と知られる状態に置いた。この場合でも、甲の乙に対する当該技術情報の使用行為の差止請求は認められる。
- 2 乙は、甲の営業秘密を不正の手段により取得し、これを自らの事業活動に使用していた。甲は、乙による当該営業秘密の使用の事実を知ったが、乙が事業活動を停止したので放っておいた。その後、乙が事業を再開し、当該営業秘密の使用を始めたため、甲は乙の使用行為の差止めを請求した。この場合、甲が乙の使用行為を初めて知った時点から差止請求までの間に3年以上が経過しているときは、乙の実際の使用行為の期間が3年未満であっても、甲の差止請求は認められない。
- 3 甲の営業秘密につき、乙が公害の原因を公にするために、甲の事業所に忍び込んでこれを入手し、それを丙に開示した。丙が、その事実を知りながら、丁に開示する行為は不正競争とならない。
- 4 甲の営業秘密につき、乙が秘密を守る法律上の義務に違反して丙に開示し、丙はこれを使用している。この場合、丙は、乙が守秘義務に反して開示したことを知りあるいは重大な過失により知らないで、これを取得した場合でなければ、丙のこれを使用する行為は不正競争とならない。
- 5 甲がその保有する営業秘密を従業員乙に示したところ、乙は、その営業秘密が公害の原因に関するものであったので、公害を防止する目的で、これを新聞記者丙に開示した。この場合には、乙の当該行為は不正競争とならない。

〔13〕商標登録出願に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 手数料は、出願人が国のみであるときは納付を要しないが、国と国以外の者が共同して出願する場合には、国以外の者がその全額を負担しなければならない。
- 2 同一の商品につき使用する類似の商標について同日に2つの出願があった場合において、「くじ」により、その商標について登録を受けることができる出願人甲が決定したときは、他の出願は、甲の商標が登録された後に商標法第4条第1項第11号により拒絶される。
- 3 指定商品又は指定役務についてした補正が複数回に及んだとしても、願書に最初に記載した範囲内である限り、その要旨を変更するものとして却下される場合はない。
- 4 拒絶査定に対する審判において、審査時に提出された手続補正書による指定商品についてした補正がその要旨を変更するものとして却下された場合、当該却下の決定を受けた者は、その決定に不服があるときは、補正の却下の決定に対する審判を請求することができる。
- 5 商標法第13条の2に規定する設定の登録前の金銭的請求権は、その発生の前提として、出願人による出願に係る商標の使用の事実が必要とされる。

〔14〕特許法第41条(特許出願等に基づく優先権主張)に規定する優先権の主張に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、出願は、特に文中に示した場合を除き、外国語書面出願でも国際出願でもなく、いかなる優先権の主張も伴わず、また、優先権の主張の取下げはないものとする。

- 1 発明イについての特許出願Aをした後、Aに基づく優先権の主張を伴う発明イ、ロについての特許出願Bをした。その後、Aの出願日から10月後にBに基づく優先権の主張を伴う発明イ、ロ、ハについての特許出願Cをした。この場合、Cは、Aの出願後でかつBの出願前に頒布された刊行物にイが記載されていることを理由に拒絶されない。
- 2 発明イについての特許出願Aをした後、Aに基づく優先権の主張を伴う発明イ、ロについての特許出願Bをした。その後、Bを分割してイについての特許出願Cをする場合、Cの出願と同時に、Aの表示を記載した書面を新たに提出しなければ、Aに基づく優先権を主張することができない。
- 3 意匠登録出願から変更された特許出願は、特許法第41条に規定する優先権の主張の基礎とすることができる。
- 4 日本国を指定国とする国際出願は、特許法第41条に規定する優先権の主張の基礎とすることができない。
- 5 特許出願Aに基づく優先権の主張を伴う特許出願Bを、Aの出願日から9月後にした。その後、AとBに基づく優先権の主張を伴う特許出願Cを、Aの出願日から10月後にし、Aの出願日から1年2月後にCを取り下げた。この場合、Aの出願日から1年3月を経過した時に、Aが特許庁に係属している限り、Aは取り下げたものとみなされる。

〔15〕特許法に規定される審判に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 審判請求書に記載された請求の趣旨については、いかなる場合においても補正することはできない。
- 2 共有の特許権に係る特許発明が、他人の特許発明を利用している場合に、当該他人の特許権について無効審判を請求するときは、共有者の全員が共同して請求しなければならない。
- 3 委任による代理人は、忌避の原因があることを知らずに、事件について審判官に対し書面で陳述し、その後、当該忌避原因を当初から知っていた当事者本人から当該忌避原因を知らされた場合、当該審判官を忌避することはできない。
- 4 拒絶査定に対する審判において審決をした審判官は、その審決に対する訴えが提起され、審決が取り消されて特許庁において再び審理が行われる場合に、その事件に審判官として関与することはできない。
- 5 忌避の申立てがあつたが、急速を要するため、審判手続きを中止せずに証人尋問が行われ、その後に忌避を認める決定がなされた場合、当該証人尋問の結果を証拠として採用することはできない。

〔16〕商標の不登録事由に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。  
ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 甲は、「被服」等に関して国際的なファッションブランドとして我が国でも著名な乙の商標「FAN」を含む商標「FAN・C ファンシー」を、第14類の「身飾品」を指定商品として出願した。この出願は、商標法第4条第1項第15号により拒絶される場合がある。
- 2 甲は商標イを出願し、これと抵触関係にある他人の商標登録に対して不使用取消審判(商標法第50条)を請求し、2002年11月6日に予告登録がなされ、2003年5月14日に商標登録を取り消すべき旨の審決が確定した。この場合、甲はイについて2003年11月6日まで登録を受けることができない。
- 3 UNESCO等の国際連合の専門機関の標章やEURATOM(欧州原子力共同体)のような地域的機関の標章であって、経済産業大臣が指定するものと同じ又は類似の商標は、いかなる商品・役務についても登録を受けることができない。
- 4 甲の出願した商標イは、同一の商品に使用されている他人の未登録商標ロと類似する。甲はロの存在を知らずに出願したものであり、ロはテレビコマーシャルなどで急激に知名度を上げて現時点で著名であるが、甲はイについて登録を受けることができる場合がある。
- 5 甲の出願した商標イは、その構成の一部に「乙さんも絶賛」という著名な評論家乙の氏名入りコメントが記載されている。前記コメントを商品の広告に使用する同意を得ていても、商標登録を受けるについては別途乙の承諾を得なければならない。

〔17〕特許協力条約で規定する国際出願に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 受理官庁は、国際出願を点検した結果、その国際出願に要約が含まれていないという欠陥のみを発見し、当該出願人に要約の補充を求めたところ、所定の期間内に当該出願人は要約を提出し、国際出願の補充をした。この場合、受理官庁は、その国際出願の受理の日を国際出願日として認める。
- 2 受理官庁は、国際出願を点検した結果、願書における締約国の指定により指定された複数の指定国の内、一部の指定国について指定のための手数料が所定の期間内に支払われていないものと認めた。この場合、受理官庁は、指定のための手数料が支払われていない指定国の指定が取り下げられたものとみなし、その旨宣言する。
- 3 受理官庁は、国際出願を点検した結果、その国際出願の明細書が、実際にはその国際出願に含まれていない図面について言及していることを発見し、当該出願人に対しその旨通知したところ、所定の期間内に当該出願人が提出した図面を受理した。この場合、受理官庁は、その国際出願の受理の日を国際出願日として認める。
- 4 受理官庁に国際出願をする資格を有する出願人甲と住所又は国籍上の理由によりその受理官庁に国際出願をする資格を欠く出願人乙とが共同して出願した国際出願が、受理官庁に国際出願をする資格に関する要件以外の、国際出願日を認定するための要件を満たしている場合、その受理官庁は、その国際出願の受理の日を国際出願日として認める。
- 5 国際出願日から4月を経過した後は、当該国際出願において、優先権の主張の追加をすることができない。

【18】次の ~ までの空欄に後記の語句群から適切な語句を選んで入れると、原産地表示の保護についてのまとまった文章になる。 ~ までの空欄に入れるべき語句の組み合わせとして、最も適切なものは、どれか。

原産地を誤認させる表示に対して、は、不正競争防止法によってを請求することができる。ワイン(ぶどう酒)に関して、フランスにおける原産地の表示であるシャンパーニュが、発泡性ワインを表す普通名称、日本産の発泡性ワインにシャンパーニュという表示を使用する行為は不正競争と。

- |   |                                    |          |
|---|------------------------------------|----------|
| 1 | 営業上の利益を侵害されている者<br>であっても なる        | 差止めと損害賠償 |
| 2 | 営業上の利益を侵害されている者及び消費者<br>であっても なる   | 差止めと損害賠償 |
| 3 | 営業上の利益を侵害されている者及び消費者<br>であれば はならない | 差止めと損害賠償 |
| 4 | 営業上の利益を侵害されている者<br>であれば はならない      | 差止めと損害賠償 |
| 5 | 営業上の利益を侵害されている者及び消費者<br>であっても なる   | 損害賠償     |

【19】特許及び実用新案登録の無効の審判について、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 特許及び実用新案登録のいずれにおいても、願書に添付した明細書又は図面について不適法な訂正がなされたことが無効理由となる。
- (ロ) 審査官が、実用新案法第3条第2項に該当するおそれがあるとの内容の技術評価書を作成した実用新案登録について、無効の審判が請求された。この場合、審判官は、当該技術評価書の内容に拘束されることはない。
- (ハ) 特許の場合、無効の審判が係属中に訂正が許される場合があるが、実用新案登録の場合、無効の審判が係属中に訂正をすることは許されない。
- (ニ) 特許又は実用新案登録の無効の審判が係属中に、当該特許権又は実用新案権の侵害訴訟が提起された。特許権侵害訴訟の場合、裁判所の裁量によって、当該審判の審決が確定するまで当該訴訟手続を中止することができるにとどまるが、実用新案権侵害訴訟の場合、被告が中止の申立てをしたときは、裁判所は必ず当該訴訟手続を中止しなければならない。
- (ホ) 甲及び乙がそれぞれ独自に考案した同一考案について、同日に2つの実用新案登録出願がなされ、いずれも実用新案登録がなされている。この場合、それぞれの実用新案登録に対して無効の審判が請求されると、いずれの実用新案登録についても、常に実用新案法第7条第2項に該当するものとして無効にすべき旨の審決がなされる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔20〕特許法第29条の2（いわゆる拡大された範囲の先願）及び第39条（先願）に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

ただし、出願は、特に文中に示した場合を除き、外国語書面出願でも国際出願でもなく、いかなる優先権の主張も伴わず、また、分割、変更に係るものでもないものとする。

- 1 発明者甲のした特許出願Aの願書に最初に添付した明細書の発明の詳細な説明に記載された発明と同一の発明について、乙は自ら発明し、Aの出願の日後でかつAの出願公開前に特許出願Bをした。Aについて、出願の日から3年以内に出願審査の請求がされなかった。この場合、Aが出願公開されていれば、Bは、Aをいわゆる拡大された範囲の先願として拒絶される。
- 2 発明者甲のした特許出願Aの願書に最初に添付した明細書の発明の詳細な説明に記載された発明と同一の発明について、乙は自ら発明し、Aの出願の日後でかつAの出願公開前に特許出願Bをした。この場合、Aの出願後に、Aに係る発明についての特許を受ける権利を甲が乙に譲渡し、Bの出願前にその旨を特許庁長官に届け出たときは、Bは、Aをいわゆる拡大された範囲の先願として拒絶されることはない。
- 3 甲は、甲がした発明イ、ロに係る特許出願Aの出願の日後でかつAの出願公開前に、ロに係る特許出願Bをした。この場合、Aが放棄されたときは、Bは、Aを先願として特許法第39条の規定により拒絶されることはない。
- 4 発明者甲のした外国語書面出願Aの外国語書面に記載された発明と同一の発明について、乙は自ら発明し、Aの出願の日後でかつAの出願公開前に特許出願Bをした。この場合、その発明がその外国語書面の翻訳文に記載されていないときは、Bは、Aをいわゆる拡大された範囲の先願として拒絶されることはない。
- 5 発明イに係る特許出願Aの出願の日後でかつAの出願公開前に、イに係る特許出願Bがされた。Aについて、出願の日から3年以内に出願審査の請求がされなかった。この場合、Bは、Aを先願として特許法第39条の規定により拒絶されることはない。

〔21〕家庭用テレビゲーム機に用いられる中古ゲームソフトに関する最高裁平成14年4月25日判決に関する説明として、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 家庭用テレビゲーム機用ゲームソフトは映画の著作物ではない、とした。
- 2 家庭用テレビゲーム機用ゲームソフトは映画の著作物であるが、頒布権はない、とした。
- 3 家庭用テレビゲーム機用ゲームソフトは映画の著作物であり、頒布権はあるが、第一譲渡により頒布権は消尽する、とした。
- 4 家庭用テレビゲーム機用ゲームソフトは映画の著作物であるので、頒布権があり、第一譲渡によっても頒布権は消尽しないので、中古ゲームソフトの販売に対する差止請求が認められる、とした。
- 5 家庭用テレビゲーム機用ゲームソフトは映画の著作物であるので、頒布権があり、第一譲渡によっても頒布権は消尽しないので、中古ゲームソフトの販売に対する差止請求権はあるのだが、このような権利行使は権利の濫用に該当するので、差止請求は認められない、とした。

〔22〕意匠登録出願の分割又は変更に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 2以上の意匠を包含する意匠登録出願の一部を1又は2以上の新たな意匠登録出願に分割する場合、もとの意匠登録出願の補正が分割による新たな意匠登録出願と同時にされていないときでも、もとの意匠登録出願が審査、審判又は再審に係属中であれば、その出願について補正することができる。
- 2 相互に類似する意匠イとロを包含する意匠登録出願のうち、ロを新たな意匠登録出願に分割する場合、もとの意匠登録出願を補正し、その意匠が意匠登録を受けた後、ロはイを本意匠とする関連意匠として意匠登録を受けることができる場合がある。
- 3 意匠登録出願の願書の記載及び願書に添付した図面に「帽子」及び「スカーフ」の2つの意匠が現されていた場合に、当該意匠登録出願人は、この意匠登録出願を分割の手續によらずに「スカーフ」の意匠を削除して、「帽子」のみの意匠に願書及び願書に添付した図面を補正して意匠登録を受けることができる。
- 4 意匠に係る物品を「電気掃除機」とする部分意匠の意匠登録出願において、意匠登録を受けようとする部分が車輪の部分とホースの接続部分の2つの部分意匠を包含していたとき、当該意匠登録出願をそれぞれ2つの新たな部分意匠の意匠登録出願とすることはできない。
- 5 特許法第30条(発明の新規性の喪失の例外)に規定された書面を特許出願と同時に提出し、かつ、同条に規定された証明する書面を当該特許出願の日から14日以内に提出して当該特許出願を意匠登録出願に変更するとき、当該出願人は、その意匠登録出願について意匠法第4条の規定の適用を受けることができる場合がある。

〔23〕特許出願に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、出願は、特に文中に示した場合を除き、外国語書面出願でも国際出願でもなく、いかなる優先権の主張も伴わず、また、分割、変更に係るものでもないものとする。

- (イ) 発明イについての特許出願Aをした後、Aに基づく優先権の主張を伴う発明イ、ロについての特許出願Bをした。その後、Bを分割して、ロについて特許出願Cをした。この場合、Cは、Aの出願後でかつBの出願前に頒布された刊行物にロが記載されていることを理由として、拒絶されることはない。
- (ロ) 化学物質Xの発明イ、Xの製造方法の発明ロ、Xからなる殺虫剤の発明ハについて、イ、ロ及びハを1の願書で特許出願をするためには、当該出願の明細書の特許請求の範囲の最初の請求項にイを記載しなければならない。
- (ハ) 審査官は、特許出願が特許法第36条第4項第2号に規定する要件を満たしていない旨の通知(特許法第48条の7に規定する文献公知発明に係る情報の記載についての通知)をし、相当の期間を指定して意見書を提出する機会を与えた後でなければ、同号に規定する要件を満たしていないことを理由とした拒絶の理由を通知することができない。
- (ニ) 外国語書面に発明イ、ロが記載され、かつ、その外国語書面の翻訳文にイのみが記載されている外国語書面出願を分割して、ロについて特許出願をすることはできない。
- (ホ) 発明イ、ロに係る特許出願のイのみが特許法第29条第2項の規定により特許をすることができないものである場合、他に拒絶の理由が発見されないときは、その特許出願は、拒絶されることはない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

【24】意匠登録出願に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、意匠登録出願は、優先権の主張を伴わず、分割、変更に係るものでも、補正後の新出願でも、放棄され、取り下げられ、又は却下されたものでもないものとする。

- (イ) 「給水栓」の登録意匠イの意匠登録出願後、意匠公報発行前に、イの部品の形状そのものを現した「給水栓用ハンドル」の意匠ロ及びイのハンドル部分の形状をそのまま現した部分意匠ハが同日出願のとき、ハは意匠登録を受けることはできないが、ロは意匠登録を受けることができる。
- (ロ) それぞれ相互に類似する部分意匠イ、ロ、ハに係る意匠登録出願A、B、Cを、Aは通常出願、BとCは秘密にすることを請求した期間をそれぞれ1年、2年とした秘密意匠の意匠登録出願として同日にし、協議が成立せず拒絶をすべき旨の査定が確定した場合、意匠公報に願書及び願書に添付した図面等が掲載されるのは、Aについては査定が確定した後、BとCについてはそれぞれの指定した期間の経過後である。
- (ハ) 甲の意匠イ、乙の意匠ロ及び丙の意匠ハが同日に意匠登録出願され、イとロ、ロとハの意匠がそれぞれ類似するとき、協議が不成立の場合を除き、甲、乙及び丙の協議により定めた一の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。
- (ニ) 類似の意匠について異なった日に2以上の意匠登録出願があったときは、それらの出願が同一出願人の場合には、後願の意匠は先願に係る意匠を本意匠とする関連意匠として意匠登録を受けることができる場合がある。
- (ホ) 類似する意匠イ、ロの意匠登録出願A、Bが同日にされ、協議をすることができないことにより、Aについては拒絶をすべき旨の査定が確定し、Bについては拒絶査定に対する審判が請求され、その後拒絶をすべき旨の審決が確定したときでも、AとBの意匠登録出願は初めからなかったものとはみなされない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

〔25〕商標権侵害に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 機器の内部に取り付けられる部品に付される商標の使用について、流通過程において中間の販売業者が内部を視認する可能性があっても、部品が機器に取り付けられた状態では商品識別機能を有していない場合には、部品を取り付けた後の機器の譲渡は、当該部品に係る商標権の侵害とならない。
- 2 商標権者、専用使用権者のいずれもが自ら登録商標を使用していない場合には、得べかりし利益の喪失がないので、商標法第38条第3項に基づく使用料相当額の損害賠償請求は認められない。
- 3 「紙製包装用容器」を指定商品とする登録商標「巨峰」を段ボール箱の見やすい位置に見やすい形状で大きく表示した場合でも、段ボール箱の内容物としてのぶどうの一品種の商品名を普通に用いられる方法で表示する商標であるときは、商標法第26条により当該商標権の効力は及ばない。
- 4 登録商標イに類似する商標ロの使用者乙が、イの商標権者甲から差止めを受けずに使用を継続する旨の契約を締結して対価を支払って商品「a」にロを使用していた。この場合、第三者丙の有する「a」についての登録商標ハにロが類似していても、ハの商標権の侵害とはならない。
- 5 世界的に著名な商標イを付した商品について外国商標権者甲と代理店契約を締結した乙は、第三者丙がイの存在を知って我が国で出願し登録を受けたイと類似する商標ロを、丙より譲り受けた。その上で、甲との代理店契約の解消後、乙がイの使用に対してロに係る商標権を行使しても、乙自ら出願したのではないので、権利濫用となることはない。

〔26〕特許料及び実用新案権の登録料に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 特許法第108条第2項に規定する期間内に特許料を納付することができないときに、その期間が経過した後であっても、利害関係人は、その期間の経過後6月以内にその特許料を追納することができる。
- 2 特許庁長官が、実用新案権についての第1年から第3年までの登録料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができることとされているのは、登録料を納付すべき者がその実用新案登録出願に係る考案の考案者又はその相続人である場合において貧困により登録料を納付する資力がないと認めるときのみである。
- 3 特許出願から実用新案登録出願に変更した実用新案権についての第1年から第3年までの各年分の登録料は、出願の変更と同時に一時に納付しなければならない。
- 4 特許法第112条第1項の規定により特許料を追納することができる期間内に特許料及び割増特許料が納付されないとき、特許権は、特許法第108条第2項本文に規定される期間の経過の時（第4年以後の各年分の特許料の納付期限）にさかのぼって消滅したものとみなされる場合と、初めから存在しなかったものとみなされる場合とがある。
- 5 通常実施権者が存続期間が満了するまでの特許料を納付していたところ、当該特許の取消決定が確定した。当該特許の特許権者は、法定期間内に請求すれば、その取消決定が確定した年の翌年以後の各年分の特許料の返還を受けることができる。

【27】マドリッド協定の議定書に関し、次の(イ)～(ニ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 国際登録による標章の保護について、国際事務局から領域指定の通報を受けた締約国の官庁は、関係法令が認める場合には、当該締約国においては当該標章に対する保護を与えることができない旨を、拒絶の通報において宣言する権利を有する。当該権利を行使しようとする官庁は、国際事務局に対し、すべての拒絶理由を記載した文書と共に拒絶の通報を行う。
- (ロ) 国際出願は、本国官庁を通じて国際事務局に対して行っても、直接に国際事務局に対して行ってもよい。
- (ハ) 国際登録の日は、本国官庁が国際出願を受理した日から2月の期間内に国際事務局が当該国際出願を受理したときは、本国官庁が当該国際出願を受理した日となるが、上記2月の期間の満了後に国際事務局が当該国際出願を受理したときは、国際事務局が当該国際出願を受理した日となる。
- (ニ) すべての国際登録について、その名義人は、工業所有権の保護に関するパリ条約のストックホルム改正条約第4条Dに定める手続に従うことを条件として、同条に定める優先権を有する。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

【28】専用使用権又は通常使用権に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 専用使用権及び通常使用権は、相続その他の一般承継の場合を除き、商標権者の承諾を得ないと移転することはできないが、商標権は、専用使用権者の承諾も、通常使用権者の承諾も得ることなく移転することができる。
- (ロ) 専用使用権者は、専用使用権について通常使用権を許諾している場合、当該通常使用権者の承諾を得ることなく、その専用使用権を放棄することができる。
- (ハ) 通常使用権を移転する場合には、その通常使用権の登録の後に登録された専用使用権が存しても、当該専用使用権者の承諾を要しない。
- (ニ) 専用使用権者は、商標権者の承諾を得た場合でも、更に専用使用権を設定することはできない。
- (ホ) 専用使用権者が故意に指定商品についての登録商標に類似する商標の使用であって商品の品質の誤認を生ずるものをしたときであっても、当該商標登録を取り消すことについて審判(商標法第53条)を請求することができるとは限らない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔29〕特許協力条約について、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 国際出願の明細書中の明白な誤りは、受理官庁の明示の許可を得れば、訂正することができる。
- 2 発明の単一性の要件を満たしていないことを理由として追加手数料の支払いを国際調査機関から求められた出願人は、その国際調査機関に対して、追加の手数料を支払うことなく、理由を示した陳述書を添付して異議の申立てをすることができる。ただし、当該異議が正当と認められなかった場合には、追加手数料を支払わなければならない。
- 3 国際段階の手續においてではあっても、受理官庁は、当該受理官庁に対して出願人を代理する資格を有する代理人によって出願人が代理されるという要件に関して、自国の国内法令を適用することができる。
- 4 国際出願について、国際公開が行われないのは、出願人により送付された取下げの通告が、国際公開の技術的な準備が完了する前に国際事務局に到達した場合に限られる。
- 5 国際出願は、規則の定めるところにより、工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国においてされた先の出願に基づく優先権を主張する申立てを伴うことができ、かつ、当該優先権の主張の条件及び効果は、常に、工業所有権の保護に関するパリ条約のストックホルム改正条約第4条の定めるところによる。

【30】次の ~ までの空欄に後記の語句群から適切な語句を選んで入れると、不正競争防止法第2条第1項第1号についてのまとまった文章になる。 ~ までの空欄に入れるべき語句の組み合わせとして、最も適切なものは、どれか。

不正競争防止法第2条第1項第1号によって保護を受ける商品等表示は、商標法によって登録が受けられる商標で□□□□。その表示が保護を受けるためには、その表示の防護標章登録□□□□、周知で□□□□。不正競争防止法による保護は、保護を受けるべき表示が使用されている商品等と、不正競争行為に係る表示が使用されている商品等が同一あるいは類似であること□□□□、商品等が現実に混同されていること□□□□。

- |   |          |                 |        |
|---|----------|-----------------|--------|
| 1 | なければならない | は必要ないが          |        |
|   | なければならない | は必要ないし          | も必要ない  |
| 2 | なくてもよい   | はなされていなければならないが |        |
|   | なくてもよい   | は必要ないし          | も必要ない  |
| 3 | なければならない | は必要ないが          |        |
|   | なければならない | は必要ないが          | は必要である |
| 4 | なくてもよい   | は必要ないが          |        |
|   | なければならない | は必要ないし          | も必要ない  |
| 5 | なくてもよい   | は必要ないが          |        |
|   | なければならない | も必要であるし         | も必要である |

【31】特許法における特許を受ける権利に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 特許出願前における特許を受ける権利の承継は、その承継人が特許出願をしなければ、その効力を生じない。
- (ロ) 特許を受ける権利は、抵当権の目的とすることができない。
- (ハ) 同一の者から承継した同一の特許を受ける権利について同日に2以上の特許出願があったときは、特許出願人の協議により定めた者以外の者の承継は、その効力を生じない。
- (ニ) 同一の者から承継した同一の特許を受ける権利の承継について同日に2以上の届出があったときは、届出をした者の協議により定めた者以外の者の届出は、その効力を生じない。
- (ホ) 特許を受ける権利が甲、乙、丙の共有に係るときは、甲は、丙の同意を得なくとも、その持分を乙に譲渡することができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

【32】意匠権の効力に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 意匠登録を受けた部分意匠の意匠権の効力は、当該部分意匠を含む意匠の実施品であっても、当該実施品には及ばない。
- (ロ) 組物の意匠の意匠権の効力は、組物の意匠の実施品と、組物を構成する個々の物品の意匠の実施品に及ぶ。
- (ハ) 意匠権者が当該意匠権について範囲を全部とする専用実施権を設定した場合には、その意匠権者は、自己の名において、その意匠権を侵害する者に対して、その侵害の停止を請求することができない。
- (ニ) 本意匠イと、その関連意匠ロについて意匠登録を受けた場合において、イには類似しないが、ロにのみ類似する意匠ハが実施されたときは、当該意匠権者はハを実施する者に対して、ロの意匠権の侵害であることを理由とする侵害訴訟を提起することができない。
- (ホ) 秘密意匠の登録意匠が秘密にすることを請求した期間内に、その登録意匠に類似する意匠を第三者が実施しても、当該意匠権の侵害の行為について過失があったものと認められることはない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

【33】特許法に規定される審判に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 審判官は、参加の申請があったとき、関係人から異議が述べられた場合に限り、許否の決定をしなければならない。
- 2 当事者の申立てにもかかわらず、審判長が口頭審理に移行する措置をとらなかった場合、当事者は、不服を申立てることができる。
- 3 審判官は、審判請求前に利害関係人の申立てにより相手方を指定することができない証拠保全を行う場合、相手方となるべき者のために特別代理人を選任することができる。
- 4 審判の請求は、審理の終結が当事者及び参加人に通知された後は、相手方の承諾を得た場合でも取り下げることができない。
- 5 審判は、審決のほか、請求の放棄又は認諾により終了することがある。

【34】次の ~ までの空欄に後記の語句群から適切な語句を選んで入れると、タイプフェイス(印刷用書体)の著作物性に関する最高裁平成12年9月7日判決についてのまとまった文章になる。 ~ までの空欄に入れるべき語句の組み合わせとして、正しいものは、どれか。

タイプフェイス(印刷用書体)が著作物に該当するための要件について、最高裁平成12年9月7日判決は、「従来の印刷用書体に比して[ ]を有するといった[ ]性を備えることが必要であり、かつ、それ自体が[ ]の対象となり得る[ ]を備えていなければならない」と判示した。

- |   |       |    |        |       |
|---|-------|----|--------|-------|
| 1 | 個性    | 創作 | 学術     | 学術的特性 |
| 2 | 個性    | 創作 | 美術鑑賞   | 美的特性  |
| 3 | 顕著な特徴 | 独創 | 美術鑑賞   | 美的特性  |
| 4 | 顕著な特徴 | 独創 | 学術     | 学術的特性 |
| 5 | 顕著な特徴 | 独創 | 美術又は学術 | 特性    |

〔35〕パリ条約のストックホルム改正条約における優先権に関し、次の(イ)～(ニ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 優先権の基礎となる最初の出願の日前に第三者が取得した権利に関しては、各同盟国の国内法令の定めるところによる。したがって、その第三者が取得した権利によっては、最初の出願は優先権を生じさせないこともある。
- (ロ) いずれかの同盟国において意匠登録出願に基づく優先権を主張して実用新案登録出願をした場合には、優先期間は、実用新案について定められた優先期間とする。
- (ハ) 優先権を主張して行った特許出願が優先権の主張の基礎となる出願に含まれていなかった構成部分のみからなる場合でも当該優先権が否認されることはない。
- (ニ) 最初の出願と同一の対象についてされた後の出願は、その出願が最初の出願と異なる同盟国でなされた場合であっても、先の出願が、公衆の閲覧に付されないうで、かつ、いかなる権利をも存続させないで、後の出願の日までに取り下げられ、放棄され又は拒絶の処分を受けたこと、及びその先の出願がまだ優先権の主張の基礎とされていないことを条件として、最初の出願とみなされ、その出願の日は、優先期間の初日とされる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

【36】商標法におけるマドリッド協定の議定書に基づく特例に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 商標法第68条の30第1項第2号に掲げる額(登録料相当額)の個別手数料(議定書第8条(7)(a))の納付がないときは、その基礎とした日本国に関する国際登録簿の国際登録は取り消される。
- 2 国際登録出願に係る商標の保護を求める商品及び役務の区分に関して、ニース協定による国際分類前の分類(旧商品分類)に基づく商標登録を基礎登録とする場合には、その分類に対応する商標法第6条第2項の政令で定める商品及び役務の区分(現行国際分類)を願書に記載することが必要である。
- 3 特許庁長官は、国際登録出願の願書及び必要な書面を国際事務局に送付する際に、その出願の受理の日を願書に記載するが、その日は、出願が郵便によるものであっても、本国官庁である日本国特許庁が実際に受領した日である。
- 4 国際商標登録出願が商標法第6条第1項又は第2項に規定する要件を満たしていない場合に、その旨の拒絶理由の通知で指定された期間内に補正がなされなかったとき、その後、直接国際事務局に対して国際登録の対象となる商品又は役務を減縮してその要件を満たしたとしても、その出願は前記拒絶理由により拒絶される。
- 5 国際登録に係る商標権であったものについての国際登録の取消し後の商標登録出願(商標法第68条の32第1項)については、出願に係る国際登録の国際登録の日から10年以内に商標権の設定の登録がされたときは、その商標権の存続期間は、当該取消しに係る国際登録の存続期間の満了時までである。

〔37〕甲は、自己の特許権について乙に通常実施権を許諾した。その後、その特許権が甲から丙に譲渡され、その移転登録がされた。丙は、その特許権について丁に通常実施権を許諾した。この場合において、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 乙、丁は、自己の通常実施権を登録しなかった。この場合、丁は、丙に対して自己の通常実施権を主張できるが、乙は、丙に対して自己の通常実施権を主張できない。
- 2 乙は、自己の通常実施権を登録しなかったが、丁は、自己の通常実施権を登録した。この場合、丁は、丙に対して自己の通常実施権を主張できるが、乙は、丙に対して自己の通常実施権を主張できない。
- 3 乙は、甲丙間の移転登録前に自己の通常実施権を登録したが、丁は、自己の通常実施権を登録しなかった。この場合、乙は、丙に対して自己の通常実施権を主張できるが、丁は、丙に対して自己の通常実施権を主張できない。
- 4 乙は、甲丙間の移転登録前に自己の通常実施権を登録し、丁も、自己の通常実施権を登録した。この場合、乙、丁は、丙に対してそれぞれ自己の通常実施権を主張できる。
- 5 乙は、自己の通常実施権を登録しなかったが、丙が丁に通常実施権を許諾した後、丙は、当該特許権について乙に通常実施権を許諾した。この場合、乙、丁は、丙に対してそれぞれ自己の通常実施権を主張できる。

〔38〕立体商標、団体商標に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。  
ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 立体商標に係る商標権、団体商標に係る商標権は、通常の平面商標に係る商標権と、権利の内容や範囲は基本的に同じである。いずれの商標権にも類似範囲には使用権はない。
- 2 個人甲や株式会社乙は、商標登録出願人として、立体商標の商標登録を受けることはできるが、団体商標の商標登録を受けることはできない。
- 3 立体商標は、平面商標との間でも先後願関係や抵触関係が生じる場合がある。また、立体商標に係る商標権は、技術的思想の創作に係る特許権や実用新案権とも抵触関係が生じる場合がある。
- 4 指定商品又は指定役務との関係で識別力を全く有しない立体的形状と識別力を有する文字、図形等との結合からなる商標は、立体商標として商標登録を受けることができる場合がある。
- 5 立体商標が使用によって識別力を獲得するに至った場合には、商標法第3条第2項を適用することで、同法第4条第1項第18号の「商品又は商品の包装の形状であって、その商品又は商品の包装の機能を確保するために不可欠な立体的形状のみからなる商標」であっても、商標登録を受けることができる場合がある。

〔39〕知的所有権の貿易関連の側面に関する協定中の「第三部 知的所有権の行使、第四節 国境措置に関する特別の要件」について、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 世界貿易機関加盟国は、特許権侵害物品が輸入されるおそれがあると疑うに足りる正当な理由がある場合に、税関当局によるかかる物品の自由な流通への解放を停止するように、特許権者が、行政上又は司法上の権限のある当局に対し、申立書を提出することができる手続を採用する義務はない。
- 2 商標権者が不正商標商品の税関当局による解放の停止の申立てを行った場合、権限ある当局は、申立人に対し、被申立人及び権限のある当局を保護し並びに濫用を防止するために十分な担保又は同等の保証を提供するよう要求する権限を有する。
- 3 世界貿易機関加盟国は、ある物品について、知的所有権が侵害されているとの本案についての肯定的な決定が行われた場合には、権限のある当局に対し、当該物品の荷送人、輸入者及び荷受人の名称及び住所並びに当該物品の数量を権利者に通報する権限を付与することができる。
- 4 世界貿易機関加盟国は、旅行者の手荷物に含まれる少量の不正商標商品であっても、それが商業的な性質を有する物品である場合には、商標権者がかかる物品の税関当局による解放を停止するように申立書を提出することができる手続を、商標権者のために採用しなければならない。
- 5 著作権侵害物品について、著作権者の申立てによって侵害物品の解放が停止された場合、かかる停止について速やかに通知を受けるべき者は、申立人たる著作権者であり、輸入者は、著作権者による権利行使の便宜のために、一定期間経過後にしか解放の停止の通知を受けることはできない。

〔40〕組物の意匠に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、以下の設問においては、法定、裁定又は約定による実施権の設定を考慮しないものとする。

- 1 「一組のゴルフクラブセット」を構成するそれぞれの「ゴルフクラブ」の打球面に特徴ある水玉状の凹形状を現し、組物全体として統一があるときは、部分意匠として意匠登録を受けることができる。
- 2 甲が自ら創作した意匠イに係る「コップ」を製造販売し、その5月後、公知でない「食卓用皿」に係る意匠とイを組み合わせて「一組の食卓用皿及びコップセット」とする組物の意匠の意匠登録出願をした場合、新規性喪失の例外の規定の適用を受ける手続をしないで意匠登録を受けたが、その意匠登録出願前にイと類似する意匠ロに係る「コップ」を乙が販売していたとき、無効の審判において当該意匠登録は無効とされる場合がある。
- 3 甲の「一組の飲食用ナイフ、フォーク及びスプーンセット」の組物の意匠の意匠登録出願Aと同日に、乙がAを構成する物品である「飲食用スプーン」の意匠に類似する意匠の意匠登録出願Bをしたとき、AとBは協議の対象となる場合がある。
- 4 甲が人形用「織物地」の意匠イの意匠権を有していた場合、乙はイを内裏様の着物に利用して、「一組のひなセット」の組物の意匠ロに係る意匠登録出願をしたとき、ロについては、意匠登録を受けることができるが、業としてロの実施をすることはできない。
- 5 組物の意匠である「一組の門柱、門扉及びフェンスセット」の意匠登録出願は、その組物を構成する「ガーデンフェンス」の意匠が、フェンスとしての機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠(意匠法第5条第3号)であることを理由に拒絶される場合がある。

〔41〕不正競争防止法第2条第1項第1号に関連する最高裁判所の裁判例について、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 広く認識された他人の営業であることを示す表示には、営業主体がこれを使用しないし宣伝した結果、当該営業主体の営業であることを示す表示として広く認識されるに至った表示だけでなく、第三者により特定の営業主体の営業であることを示す表示として用いられ、右表示として広く認識されるに至ったものも含まれる。
- 2 ある営業表示が他人の営業表示と類似のものに当たるか否かについては、取引の実情のもとにおいて、取引者又は需要者が両表示の外観、称呼又は觀念に基づく印象、記憶、連想等から両者を全体的に類似のものとして受け取るおそれがあるか否かを基準として判断するのが相当である。
- 3 「混同を生じさせる行為」というためには他人の周知の営業表示と同一又は類似のものを使用する者とその他人との間に競争関係があることを要しない。
- 4 差止請求をするには、当該行為につき不正競争の目的又は不正の目的があることを要しない。
- 5 営業上の利益を害されるおそれがある者には、周知表示の商品化事業に携わる同表示の使用許諾者又は使用権者は含まれない。

〔42〕意匠登録に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 本意匠の意匠権の設定の登録の後、その関連意匠の意匠権の設定の登録がされたとき、その関連意匠の意匠権の存続期間は、関連意匠の意匠権の設定の登録の日から15年をもって終了する。
- 2 本意匠イとその関連意匠として意匠ロ及び意匠ハが意匠登録を受けていたとき、ハが、イには類似しないがロにのみ類似していることだけを理由として、ハについて無効の審判を請求できる場合はない。
- 3 本意匠イとその関連意匠として意匠ロ及び意匠ハが意匠登録を受けていたが、イは、ロとハに類似し、ロがハに類似していないとき、イについて実施予定のない当該意匠権者は、イの意匠権を年金不納付により消滅させても、相互に類似しないロとハを分離してそれぞれ別の第三者に専用実施権の設定をすることができない。
- 4 部分意匠イの意匠登録出願前に、イを含む全体の意匠を現した登録意匠ロが意匠公報に掲載されていたとき、イは意匠法第3条の2の規定により意匠登録を受けることができない。
- 5 意匠イを本意匠とする関連意匠ロが意匠登録を受けていたとき、ロがイには類似していないことのみを理由として、ロについて無効の審判を請求できる。

【43】特許権の存続期間の延長登録の出願に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 特許権の存続期間の延長登録の理由となる処分を受けることが必要であるために特許発明の実施をすることができなかつた期間が3年である場合において、当該延長登録出願の出願人が4年の存続期間の延長を求めたときは、審査官は、当該延長を求める期間がその特許発明の実施をすることができなかつた期間を超えていることを理由とした拒絶の理由を通知しなければならない。
- (ロ) 特許権の存続期間の延長登録の理由となる処分を受けることが必要であるために特許発明の実施をすることができなかつた期間が6年である場合において、当該延長登録出願の出願人が6年の存続期間の延長を求めたときは、審査官は、そのことを理由とした拒絶の理由を通知しなければならない。
- (ハ) 特許権の存続期間の延長登録の理由となる処分である薬事法所定の医薬品の製造等の承認を受けることが必要であるために特許発明の実施をすることができなかつた期間は、その承認が申請者に到達した日の前日に満了する。
- (ニ) 特許権の存続期間の延長登録の理由となる処分である薬事法所定の医薬品の製造等の承認を受けることが必要であるために特許発明の実施をすることができなかつた期間の初日は、その承認を受けるのに必要な試験を開始した日又は特許権の設定登録の日のうちのいずれか遅い方の日である。
- (ホ) 特許権の存続期間の延長登録の理由となる処分を受けることが必要であるために特許発明の実施をすることができなかつた期間が1日であるときは、当該延長登録出願について延長登録をすべき旨の査定がされることはない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

〔44〕特許法に規定する国際特許出願又は実用新案法に規定する国際実用新案登録出願に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 外国語でされた国際特許出願が、国内書面提出期間満了前に国内公表されることはない。
- 2 日本語でされた国際特許出願について、国内処理基準時の属する日までに、特許協力条約第20条(指定官庁への送達)の規定に基づき同条約第19条(1)の規定に基づく補正書が特許庁に送達されたときは、その補正書により、願書に添付した明細書に記載した特許請求の範囲について特許法第17条の2第1項の規定による補正がされたものとみなされる。
- 3 外国語でされた国際特許出願について、所定の翻訳文及び国内書面が提出され、所定の手数料が納付されていても、国内書面提出期間(翻訳文提出特例期間が適用される場合はその期間)の経過前に、出願人以外の者が出願審査の請求をすることはできない。
- 4 国際実用新案登録出願に係る国際出願が国際出願日において図面を含んでいないものであって、国内処理基準時の属する日までに図面の提出がなかった。この場合、特許庁長官は、当該出願人に対し、相当の期間を指定して図面の提出をすべきことを命ずることができ、当該出願人が前記期間内にその提出をしないときは、その国際実用新案登録出願を却下することができる。
- 5 外国語でされた国際実用新案登録出願に係る実用新案登録の願書に添付した明細書の記載事項が、国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内にはないことは、実用新案登録の無効理由となる。

〔45〕意匠登録出願についての補正及び補正の却下の決定に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 補正の却下の決定に基づく新たな意匠登録出願をしたとき、当該意匠登録出願人は、その出願に係る意匠について意匠法第4条第2項(意匠の新規性の喪失の例外)の規定の適用を受けて意匠登録を受けることができない。
- 2 補正の却下の決定に対する審判において、審理の終結の通知のあった後であっても、当該補正の却下の決定に不服がある者は、当該願書の記載又は願書に添付した図面について補正できる場合がある。
- 3 願書に添付した図面についてした補正が審判長により決定をもって却下された場合、その却下の決定を受けた者は、その決定に不服があるとき、その決定の謄本の送達があった日から30日を経過した後、補正の却下の決定に対する訴えを提起することはできない。
- 4 補正の却下の決定に対する審判において、審決によりその決定を取消すべき場合に、その決定と同時に意匠登録をすべき旨の審決をすることは常にできない。
- 5 意匠登録出願の願書の意匠に係る物品の説明の欄の記載を補正するときでも、願書の記載又は願書に添付した図面の要旨を変更することになる場合がある。

〔46〕商標登録の要件等に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 甲は、商品「スーツ」に商標「BEST」を用いて販売していたところ、これがブランドとして人気が出てきたので、実際に使用している態様の商標について、「スーツ」を指定商品として出願した。この商標が登録されることはない。
- 2 パリの繁華街の名称である「シャンゼリゼ」は、フランス製の化粧品に関しては産地・販売地の表示と認められるが、米国製の化粧品に関しては産地・販売地でなく、これを普通に表示するにすぎない態様であっても、「米国製化粧品」を指定商品として出願した場合、原則としてこの商標は登録される。
- 3 甲は、小判型の菓子の立体形状の表面に自己の屋号を刻印した態様の立体商標を出願した。この立体商標が登録された場合には、屋号のみを模倣する第三者も、菓子の立体形状のみを模倣する第三者も排除することができる。
- 4 理髪店を営む甲は、業界で広く一般に用いられている店頭の赤青白の三色マークを元にした新たな図形商標を考え、「理容」を指定役務として出願した。この図形商標は、前記三色マークに類似するとしても、登録される場合がある。
- 5 「山田」はありふれた氏であり、「一郎」もありふれた名であるから、これらを普通に表示する標章のみからなる商標「山田一郎」は、いわゆる使用による識別性を獲得した場合を除き、登録されることはない。

【47】特許法又は実用新案法に規定する手続に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 法人でない社団又は財団であって、代表者又は管理人の定めのあるものは、審判の結果について利害関係を有する場合であっても、特許無効の審判の請求人を補助するために、その審判に参加することができない。
- (ロ) 手続をする者がその手続をするのに適当でないものと審判長が認め、代理人により手続をすべきことを命じた場合、審判長は、その命令をした後に当該手続をする者が特許庁に対してした手続を却下しなければならない。
- (ハ) 被保佐人が保佐人の同意を得ないでした実用新案技術評価の請求は、被保佐人が保佐人の同意を得て追認することができる。
- (ニ) 外国語書面出願の出願人は、当該外国語書面について補正をすることはできない。
- (ホ) 2人以上が共同して特許出願をし、代表者を定めて特許庁に届け出たときは、その代表者が当該特許出願の取下げを行うことができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

【48】特許出願についての拒絶査定に対する審判及び前置審査に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、出願は、外国語書面出願でも国際出願でもないものとする。

- (イ) 前置審査において、審査官は、審判請求前になされた補正が、願書に最初に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしたものでないことを発見したときは、決定をもって当該補正を却下しなければならない。
- (ロ) 拒絶査定に対する審判において、利害関係を有する者は、審理の終結に至るまでは、請求人としてその審判に参加することができる。
- (ハ) 拒絶査定に対する審判において、拒絶査定の理由が解消されていると認められるときは、当該拒絶査定を取り消し、さらに審査に付すべき旨の審決をすることができる。
- (ニ) 文献公知発明と同一であるとの理由により拒絶査定がなされた場合、拒絶査定に対する審判において、審判官は、その文献公知発明に基づいて容易に発明をすることができたと判断するときには、意見書提出の機会を与えることなく、審判の請求は成り立たない旨の審決をすることができる。
- (ホ) 明細書に文献公知発明が記載された刊行物の名称が記載されていないことを理由に拒絶査定がなされた。この場合、当該出願は、その拒絶査定に対する審判請求の日から30日以内に当該文献の提出があったとき、前置審査に付される。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

【49】著作権に関し、次の(イ)～(ニ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 一話完結形式の連載漫画は、著作権法第56条にいう逐次刊行物には該当しない。
- (ロ) 法人が著作権法第15条の規定に基づいて、従業員が作成した著作物の著作権を取得する場合には、その著作物を作成した従業員に対して相当の対価を支払わなければならない。
- (ハ) 譲渡契約に基づく著作権の譲受人は、その旨を登録しない限り、譲受人としての地位を第三者に対抗することができないが、当該著作権の侵害者に対しては登録なくして著作権を主張することができる。
- (ニ) 著作権を侵害する行為により作成された違法複製物を頒布する目的で所持する行為は、当該複製物が違法に作成されたものであることを知っている場合に限り、著作権を侵害するものとみなされる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

【50】 次の(イ)～(フ)のうち、意匠法第2条第1項に規定する意匠に該当しないものは、いくつあるか。

- (イ) テレビ受像機の画面部に映し出されたテストパターンの形状及び模様の結合
- (ロ) 河川又は港湾に設けられる浮棧橋の形状及び模様の結合
- (ハ) 不規則に動くようにプログラムされた透明体のくらのロボットの形状
- (ニ) 太い文字が表面に刻印された青い包装用瓶の形状
- (ホ) 金属加工機械に装着されるドリルの取付け部分の形状
- (ヘ) 複数の物質を含有した芯を有するろうそくの5色に変化する炎の形状及び色彩の結合
- (ト) 手作業により作られる生菓子の形状及び模様の結合
- (フ) 絵はがきの絵の部分の形状、模様及び色彩の結合

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

【51】特許法に規定される訂正の審判及び訂正の請求について、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、出願は、外国語書面出願でも国際出願でもないものとする。

- (イ) 特許権者は、願書に記載された発明者の氏名が誤っているとき、特許異議の申立て又は特許無効の審判が特許庁に係属している場合を除き、発明者の氏名の訂正を目的として審判を請求することができる。
- (ロ) 特許異議の申立ての対象になっている請求項については、特許請求の範囲の減縮を目的とする訂正を請求する場合、訂正後における特許請求の範囲に記載されている事項により特定される発明が、特許出願の際独立して特許を受けることができるものでなければ、訂正は認められない。
- (ハ) 共有に係る特許権に対する特許異議の申立てにおいて、共有者全員が代理人に委任して訂正請求をしたときは、その後、共有者の一人が破産宣告を受けたときでも、特許異議申立てについての審理及び決定の手続は中断しない。
- (ニ) 特許異議の申立て又は特許の無効の審判における訂正請求において、誤記の訂正は、願書に最初に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならない。
- (ホ) 特許の無効の審判の審決に対する取消訴訟の係属中は、訂正の審判を請求することができない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

【52】パリ条約のストックホルム改正条約における商標の保護に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 不法に商標を付した産品が、その商標について法律上の保護を受ける権利が認められている同盟国に輸入される場合、その同盟国は、輸入の際における差押え、輸入禁止及び国内における差押えを認める法令を有していなくても、他の同盟国の国民のために、これらの措置をとらなければならない。
- 2 同盟国は、商標の譲渡が有効と認められるための条件として、いかなる場合にも、その商標が属する企業又は営業の構成部分であって当該同盟国以外の国に存在するものの譲受人に対する移転までも要求することはできない。
- 3 同盟国は、第6条の2(周知商標の保護)に規定する商標の使用を禁止することの請求については、いかなる商標であっても、請求することのできる期間を定めることができない。
- 4 登録商標について使用を義務づけている同盟国においては、登録商標が使用されなくなると、当事者が不使用について正当な理由があることを明らかにした場合を除き、相当の猶予期間の経過を待たずに、当該商標の登録の効力を失わせることが許される。
- 5 同盟国において商標に係る権利を有する者の代理人が、正当な理由なく、無断で、他の同盟国においてその商標を使用するとき、商標に係る権利を有する者が、その商標の使用を阻止するためには、当該他の同盟国においても商標に係る権利を有していることを要する。

【53】不正競争防止法に規定する不正競争に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 甲は、表示 B が乙の役務を表示するものとして著名であるので、B と類似するドメイン名 A を使用する権利を、乙に高額で売却する目的で取得した。この場合、甲がドメイン名 A を使用する権利を取得する行為は不正競争となる。
- 2 甲は、複製を禁止するような、技術的制限手段を施したゲームのプログラムを製造販売していた。乙は、このゲームのプログラムを複製する機能のみを有するプログラムを作成した。乙による、上記プログラムを作成する行為は、不正競争となる。
- 3 甲は、乙の営業上の信用を害する虚偽の事実を流布し、乙は営業上の利益を侵害された。この場合、甲と乙が競争関係にあるときに限り、甲の行為は不正競争となる。
- 4 甲は、放送している音楽番組について、料金を支払った者のみが視聴できるような、技術的制限手段を施している。乙はこの技術的制限手段を妨げる機能のみを有するプログラムを作成した上で、インターネット上で無償で提供した。乙によるプログラムの提供行為は、不正競争となる。
- 5 甲は、競業者である乙の営業上の信用を害する事実を、虚偽の事実であると信じて流布した。その後、その事実は客観的に真実であることが判明した。この場合、甲が当該事実を流布した行為は、不正競争とならない。

【54】特許権侵害訴訟に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 他人の特許権を侵害した者については、特許法により、侵害の行為について過失が推定されるので、侵害者は、特許権侵害訴訟において、無過失を主張立証することができない。
- 2 特許権侵害訴訟において、特許権者が侵害の行為を組成したものとして主張する物件の具体的態様を否認するときは、相手方は、常に、自己の行為の具体的態様を明らかにしなければならない。
- 3 特許権侵害訴訟において、損害の計算をするため必要な事項について鑑定が必要な場合には、裁判所は、職権により、鑑定人に対し、鑑定を命じることができる。
- 4 特許権侵害訴訟において、損害の計算をするため必要な事項について鑑定が命じられた場合、当事者は、鑑定人に対し、鑑定をするために必要な事項について説明する義務を負わない。
- 5 特許法第102条第2項は、侵害者が侵害行為により得た利益の額を、特許権者が受けた損害の額と推定しているが、特許権者は、特許権者自身が当該特許発明を実施していない場合には、同項の推定規定の適用を受けることができない。

【55】パリ条約のストックホルム改正条約に関し、次の(イ)～(ニ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) パリ条約第1条において、工業所有権の保護は、特許、実用新案、意匠、商標、サービス・マーク、商号、原産地表示又は原産地名称に関するもののみならず、不正競争の防止に関するものも含む。
- (ロ) 特許の対象である物の販売又は特許の対象である方法によって生産される物の販売が国内法令上の制限を受けることを理由としては、特許を拒絶することも無効にすることもできない。
- (ハ) 同盟国は、工業所有権の存続のために定められる料金の納付について、猶予期間を10月とすることができる。
- (ニ) 実用新案登録制度を有しない同盟国Xは、同制度を有する同盟国Yの国民に対して、同制度による保護を与えないとしても、内国民待遇の原則に違反しない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

〔56〕意匠権に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 甲と乙が共同して意匠登録出願をした場合、拒絶査定に対する審判の請求は、甲と乙が共同してしなければならないが、拒絶理由の通知に対して意見書を提出するときは、甲が単独であることができる。
- 2 企業のデザイン部門に所属する社員が、自己の職務として創作した意匠について設定の登録がされた意匠権をその企業に承継させた後、相当な対価の支払を請求するときは、その企業が当該意匠を実施して得た利益のみが、対価の額の算定基礎となる。
- 3 意匠権者は、当該意匠権を目的として質権を設定したときでも、当該質権者の承諾を得ない限り、その意匠権について範囲を全部とする専用実施権を設定することができない。
- 4 意匠権の専用実施権者が死亡し、相続人が不存在であって、当該専用実施権の帰属について当事者間に別段の定がなかった場合、意匠権について相続人が不存在である場合と同様に、その専用実施権は消滅する。
- 5 意匠権者である甲株式会社と乙株式会社との間の合併契約により丙株式会社が新設される場合、甲が有する意匠権は、移転登録をしなければ丙には帰属しない。

〔57〕特許出願の明細書又は図面の補正に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、出願は、外国語書面出願でも国際出願でもないものとする。

- 1 最後の拒絶理由通知(特許法第17条の2第1項第3号)に対してした特許請求の範囲についての補正が、当該補正後における特許請求の範囲に記載されている事項により特定される発明が特許出願の際独立して特許を受けることができるものでなければならないとの要件にのみ違反するとき、審査官は、そのことを理由として、その補正後の特許出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。
- 2 パリ条約による優先権の主張を伴う特許出願Aの願書に最初に添付した明細書又は図面に発明イが記載されていない場合、イがその優先権の主張の基礎とされた出願の明細書又は図面に記載されているときは、Aの明細書又は図面にイを記載する補正をすることができる。
- 3 特許出願について、拒絶の理由が通知されることなく、特許法第48条の7に規定する文献公知発明に係る情報の記載についての通知がされ、その通知の際に指定された期間が経過した後は、その特許出願について拒絶の理由が通知されない限り、特許出願人が、その特許出願の明細書又は図面について補正をする機会はない。
- 4 願書に最初に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内において、明りょうでない記載の釈明を目的とする特許請求の範囲についての補正は、最後の拒絶理由通知(特許法第17条の2第1項第3号)の際に指定された期間内にされるときは、却下されることがあるが、拒絶査定に対する審判の請求の日から30日以内にされるときは、却下されることはない。
- 5 願書に最初に添付した明細書の特許請求の範囲に発明イ、ロが記載されている特許出願について、出願審査の請求の際、イに係る請求項を削除する補正をしても、最初に受けた拒絶理由の通知により指定された期間内に、ロに係る請求項を削除して、上記イに係る請求項を加える補正をすることができる。

【58】著作者人格権に関し、次の(イ)～(ホ)の記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1～5のうち、どれか。

- (イ) 共同著作物の著作者人格権が侵害された場合には、共同著作者全員の合意がない限り、差止請求権を行使できない。
- (ロ) 小説が未公表であり、その著作権が譲渡されていない場合に、その小説を翻訳した出版社がその小説の作者に無断でその翻訳を不特定多数の者に提供することは、小説の作者(原著作者)の公表権の侵害となる。
- (ハ) 著作物中に記された創作性のない統計データのみが利用された場合であっても、当該データが著作者の独自の調査に基づくものである場合には、著作者の氏名を表示しなければ、氏名表示権の侵害となる。
- (ニ) 著作者人格権は、原則として譲渡することができないが、やむを得ない理由がある場合には、文化庁長官の裁定を受け、譲渡することができる。
- (ホ) 著作物の複製物に著作者と異なる氏名表示を行ったとしても、それが公衆へ提供又は提示されない限り、氏名表示権の侵害とはならない。

- 1 (イ)と(ロ)
- 2 (ロ)と(ニ)
- 3 (イ)と(ホ)
- 4 (ロ)と(ホ)
- 5 (ハ)と(ニ)

〔59〕商標の審判、登録異議の申立てに関し、次のうち、正しいものは、どれか。  
ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 商標登録がされた後に、当該商標権者が商標法第77条第3項において準用する特許法第25条の規定により商標権を享有することができない者となった場合においても、その時点から5年を経過した後は、そのことを理由として、その商標登録を無効にすることについて審判を請求することはできない。
- 2 登録異議の申立てをすることができる期間の経過後であっても、その申立ての理由及び必要な証拠の表示について、要旨の変更となるような補正をすることができる場合がある。
- 3 商品「a」を指定商品とする登録商標イに係る商標権者が、故意にその指定商品に類似しない商品「b」にイを使用した結果、他人の業務に係る商品と混同を生ずるものとなったときは、当該商標登録を取り消すことについて審判（商標法第51条）を請求することができる場合がある。
- 4 防護標章登録の無効の審判は、防護標章登録に基づく権利の消滅後には請求することができない。
- 5 登録異議の申立てをすることができるのは、商標権設定の登録の日から2月以内である。

【60】特許法、実用新案法、意匠法及び商標法に関して比較した次の(イ)～(ホ)の記述のうち、誤っているものは、いくつあるか。

ただし、商標法については、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 商標法上、商品の品質の誤認を生ずるおそれがある商標については、商標登録を受けることができず、また、意匠法上、他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠については、意匠登録を受けることができない。
- (ロ) 特許出願人又は商標登録出願人は、当該出願が出願公開された後、当該特許権又は当該商標権の設定登録前に、当該発明を業として実施し又は当該商標を使用した他人に対し、いずれも、警告をすることなく、金銭の支払いを請求することができる場合がある。
- (ハ) 特許については、誤記の訂正を目的とする、願書に添付した明細書又は図面の訂正が認められる場合があるが、実用新案登録については、誤記の訂正を目的とする、願書に添付した明細書又は図面の訂正は認められない。
- (ニ) 特許出願、意匠登録出願又は商標登録出願の手続については、特許をすべき旨の査定、意匠登録をすべき旨の査定又は商標登録をすべき旨の査定の後は、いずれも補正をすることができない。
- (ホ) 特許公報、実用新案公報、意匠公報又は商標公報には、存続期間の満了による特許権、実用新案権、意匠権又は商標権の消滅は、いずれも掲載されない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ